

求職者支援訓練を受講されたみなさんへ

雇用保険への加入について

就職した会社で、あなたの労働条件が次の2つの基準を満たす場合には、**原則として雇用保険に加入することになります。**

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 31日以上雇用見込みがあること

雇用保険に加入していないと、失業したときに失業手当を受けることができません。

- 従業員の雇用保険の加入手続きは、事業主(会社)がハローワークに書類を提出して行います。

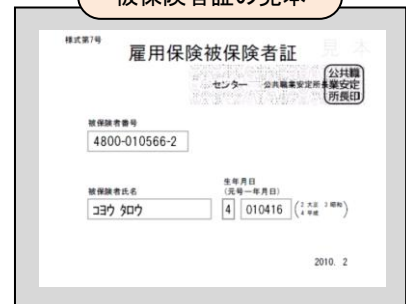
◆ あなたが直接ハローワークで手続きをすることはありません。

- 事業主が手続きを終えると、ハローワークから事業主を通じて、あなたに「雇用保険被保険者証」が交付されます。これは、あなたの雇用保険加入手続きが無事に完了したことをお知らせするものです。

就職後しばらくたっても、この被保険者証を受け取っていない場合(※)は、事業主に直接ご確認ください。

※ 事業主が上記の条件で従業員を雇用した場合、雇用した日の翌月10日までに雇用保険の加入手続きをすることになっています。したがって、手続きの完了までに時間がかかることがあります。また、手続きは完了していても、まだ事業主があなたに「雇用保険被保険者証」を渡していない場合もあります。

被保険者証の見本



- 条件を満たしているのに事業主が加入手続きをしてくれない場合は、ハローワークにご相談ください。

◆ 勤務先の事業所を管轄するハローワークの雇用保険窓口にご相談ください。
個人情報保護のため、加入状況について電話でのお問い合わせにはお答えしていません。